

園芸生産拡大支援事業実施要領

第1 事業の目的

本県園芸農業は、恵まれた立地条件と高い生産技術や産地化への取組など、生産者や関係機関の長年の努力により、全国トップクラスの園芸産出額を長きにわたり堅持している。

しかしながら、近年、耕作放棄地は年々増加し、特に本県では土地持ち非農家の増加等から解消が容易に進まない状況である。また、本県の露地野菜等の生産を支えてきた優良農地についても荒廃が懸念されている。

露地野菜等の生産をさらに拡大し、生産力の向上および産地力の強化を図るためには、耕作放棄地を活用した生産面積の拡大等により、新しい千葉の園芸農業を展開することが極めて重要となっている。

そこで、耕作放棄地の解消に貢献する担い手農家等に対し、露地野菜等の生産出荷に必要な農業機械等の整備を支援することで、県内産地における生産力の強化拡大を図る。

第2 事業の内容

露地野菜等の生産力強化のため、耕作放棄地を再生し、生産面積の拡大に取り組む農家に対し、生産に必要な機械等の整備を支援する。

また、事業の対象機械等は別表第1に掲げるとおりとする。ただし、園芸生産拡大支援事業補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する事業の活動は支援対象としない。

第3 事業の実施

1 事業実施主体

認定農業者、認定新規就農者（経営開始後5年以内）、農業者が組織する団体（3戸以上）

2 事業の実施期間

本事業は、単年度で完了することを原則とする。

3 事業対象地区

事業の対象地区は、原則として、事業の受益地が農業振興地域内の農地とする。

4 事業採択及び実施基準等

事業の採択及び実施基準については、農林水産部長が別に定める「園芸生産拡大支援事業実施要領の実施基準」によるものとする。

5 事業実施計画の協議

- (1) 事業実施主体の長は、認定農業者、認定新規就農者にあつては別記計画書様式1を、農業者が組織する団体（3戸以上）にあつては別記計画書様式2を作成し、それぞれ誓約書・役員等名簿（別記第3号様式・別記第4号様式）を添えて、市町村長へ提出するものとする。

なお、一つの事業実施地区の範囲が、2以上の市町村の区域にわたる

場合にあつては、原則として主たる市町村長とする。

また、事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合にあつては、知事へ提出できるものとする。

- (2) 市町村長は、当該計画が地域の園芸振興にとって適切と認められる場合は、実施計画書を別記第1号様式に添えて農業事務所長へ提出するものとする。
- (3) 知事または農業事務所長は、提出を受けた事業実施計画書を審査し、適切と認められる場合はこれを承認し、事業実施主体または市町村長へ通知するものとする。
- (4) (3)の通知を受けた市町村長は、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。
- (5) 別表第2で定める実施計画の重要な変更は、上記の(1)から(4)までの手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事または農業事務所長に届け出るものとする。

第4 事業の推進体制

事業実施主体は、機械の整備等を行うにあたり、県、市町村農業委員会、農業協同組合、農業事務所等の関係機関及び団体の指導・協力を得て適正に推進するものとする。

第5 導入施設・機械等の管理運営

事業実施主体は、導入する機械等について、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。

第6 事業利用状況等の報告

- 1 事業実施主体は、事業終了の翌年度から5か年間、当該年度の事業の利用状況を、別記第2号様式により、知事へまたは市町村長を経由して農業事務所長へ提出するものとする。
- 2 前項による知事または農業事務所長への報告期限は、報告年度の翌年度の5月末日とする。

第7 事業実施上の留意点

- 1 機種及び業者決定
 - (1) 機種及び業者決定をする場合は、3者以上による入札または見積り合わせを原則とし、市町村等補助事業指導機関の担当者が立ち会うものとする。
 - (2) 実施設計の取扱い
入札等に必要の実施設計については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、事業主体が自ら作成するのに要する経費は補助対象としないものとする。

2 工事の着手

- (1) 事業実施主体は、本事業を千葉県補助金等交付規則第4条の交付の決定（以下「交付決定」という。）前に着工する場合にあっては、あらかじめ、市町村長又は農業事務所長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を別記第5号様式により、農業事務所長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付決定前に着工する場合については、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着工するものとする。
また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
なお、事業実施主体は、交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 交付決定前に着工する場合については、農業事務所長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 切り替えの禁止

自力もしくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成23年度事業から平成25年度事業まで適用する。

附 則

この要領は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月9日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年度事業から平成28年度事業まで適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年度事業から平成31年度事業まで適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年度事業から令和4年度事業まで適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月30日から施行する。

別表第 1

事業類型別の事業種目、補助対象機械等

1 認定農業者等整備

事業種目	補助対象内容	備考
1 省力機械等整備	○生産管理機械 ・は種機、定植機、防除機、施肥機、管理機(複合作業など省力効果が高いもの、ただしトラクター本体は除く)、収穫機、土づくり機械、土壤改良機械等 ○流通管理機械 ・出荷調製・選果機械等	

別表第 2 事業実施計画の重要変更事項

<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の 30%を超える増減 4 機械等の規格・構造・能力・規模・設置か所等の大幅な変更

別記第1号様式

文 書 番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

〇〇〇市町村長
(事業実施主体の代表者)

年度園芸生産拡大支援事業実施計画の協議について

このことについて、 年度園芸生産拡大支援事業を別添計画書のとおり
実施したいので、園芸生産拡大支援事業実施要領第3の5の(2)の規定により
協議します。

別記第2号様式

園芸生産拡大支援事業利用状況等報告書
(報告対象年度 年度)

文 書 番 号
年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事 〇〇〇〇)

〇〇〇市町村長
(事業実施主体の代表者)

このことについて、園芸生産拡大支援事業実施要領第6の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

事業実施年度	年度
事業実施主体名	()
事業の種類・事業種目	
事業内容及び事業量	
事業費(うち県補助金)	()

2 施設・機械等の利用状況

機械等区分	機械等の概要	利用作物名	利用計画 (利用面積、 生産量、利用 回数等で記 載)	利用実績	利用率(%) (実績/計画)

※ 利用計画及び実績は、計画書の利用計画に沿って適宜、利用面積、生産量、利用回数、利用時間、取扱量などの数値を使用すること。

※ 利用率が70%未満となった場合は、その原因・理由及び当面の対策を別途記載すること。

3 耕作放棄地の利用状況

① No.	② ほ場番	③ 面積 (㎡)	④ 利用状況	⑤ 備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
合計				

※④の耕作放棄地の利用状況については、具体的（栽培作物名、緑肥などの土作りの状況等）について記載する。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

印

事業計画を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が園芸生産拡大支援事業補助金交付要綱第3条第2項第1号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業計画の承認を受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(別記第4号様式)

役員等名簿

番号	商号又は名称(半角)	商号又は名称(漢字)	氏名(半角)	氏名(漢字)	生年月日			性別(M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月 日			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

現在における当法人(団体)の役員等名簿に相違ありません。

平成 年 月 日

申請者住所

申請者名

代表者氏名

印

役員等名簿には、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。
 ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件事業計画又は補助金の申請に関する権限若しくは補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

番 年 月 日

〇〇農業事務所長 様
(千葉県知事〇〇〇〇)

市 町 村 長
(事業実施主体の代表者)

年度園芸生産拡大支援事業の補助金交付決定前着工届

年度園芸生産拡大支援事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議が無いこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

(別添)

事業 実施主体	事業 種目	作 物 名	工種・施 設区分	事業 量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由
合 計								

添付書類

1 実施設計書